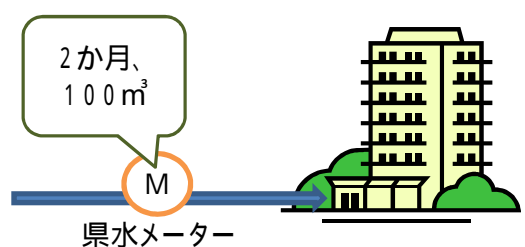


共同住宅等の料金計算取扱適用制度について

共同住宅等で、一つの給水装置を複数世帯で使用している場合、本来は総排水量に応じた下水道使用料が賦課されますが、県の認定を受けた住宅（「料金適用住宅」といいます。）については、基本的に総排水量を使用世帯数で割って1世帯当たりの単価を算出し、これに世帯数を乗じる方法で使用料を算定する制度です。

【例1】



2か月、
100^m₃

M

県水メーター

・マンションに対して、1つのメーターしかない
(通常は各部屋ごとにメーターがある)
1使用者でマンション全体の下水道使用料を支払うことになる。

・2か月で100^m₃使用すると...
下水道使用料 = 12,168円

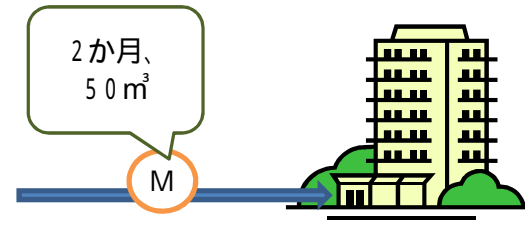
↓

料金適用制度を申請
...「排水戸数分割届」を提出(5世帯使用)

・5世帯が20^m₃ずつ使用したこととなる。よって...
下水道使用料 = 1,927円 × 5世帯 = 9,635円

2,533円安くなる!!

【例2】



2か月、
50^m₃

M

県水メーター

・2か月で50^m₃使用すると...
下水道使用料 = 5,348円

↓

料金適用制度を申請
...「排水戸数分割届」を提出(5世帯使用)

・5世帯が10^m₃ずつ使用したこととなる。
下水道使用料 = 1,509円 × 5世帯 = 7,545円

2,197円高くなってしま...

【例3】

2か月、
1,000 m^3

M

県水メーター



・2か月で1,000 m^3 使用すると...
下水道使用料 = 190,918円

料金適用制度を申請
...「排水戸数分割届」を提出(50世帯使用)

2か月、
50世帯で
1,000 m^3

M

県水メーター



・50世帯が20 m^3 ずつ使用したこととなる。
下水道使用料 = 1,927円 \times 50世帯 = 96,350円

94,568円安くなる

【例4】

2か月、
500 m^3

M

県水メーター



・2か月で500 m^3 使用すると...
下水道使用料 = 84,438円

料金適用制度を申請
...「排水戸数分割届」を提出(50世帯使用)

2か月、
50世帯で
500 m^3

M

県水メーター



・50世帯が10 m^3 ずつ使用したこととなる。
下水道使用料 = 1,509円 \times 50世帯 = 75,450円

8,988円安くなる

排水量と世帯数のバランスによって使用料が変わります。